

## 大阪大学サイバーメディアセンター計画・評価委員会内規

第1条 大阪大学計画・評価委員会規程第7条第1項の規定に基づき、サイバーメディアセンター計画・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、大阪大学計画・評価委員会の定める指針に基づき、サイバーメディアセンター（以下「センター」という。）における計画・評価に関する必要な事項を審議し、その実施に当たる。

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 各研究部門の教授
- (3) 各研究部門の准教授（ただし、准教授がない部門は講師）1名
- (4) その他委員会が必要と認めた者

2 委員は、センター長が委嘱する。

3 第1項第4号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任を妨げない。

第4条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

第5条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

第6条 委員会に関する事務は、情報推進部情報企画課総務係で行う。

第7条 この内規に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、センター長が定める。

### 附 則

この内規は、平成12年12月26日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成17年9月22日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成18年4月27日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

### 附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成24年4月26日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

### 附 則

この改正は、平成25年4月1日から適用する。